

使用ティーイングエリア

7,066 ヤード パー72

OUT	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	Total
Yards	420	434	167	376	507	444	399	230	540	3,517
Par	4	4	3	4	5	4	4	3	5	36
IN	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	No.17	No.18	Total
Yards	412	233	535	417	359	434	169	581	409	3,549
Par	4	3	5	4	4	4	3	5	4	36

追加のローカルルール

1. ドロップゾーン（ローカルルールひな型E-1.3）

プレーヤーの球がNo.13 ホールのペナルティーエリアの中にある場合（見つかっていないが、球がそのペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーにはそれぞれ1罰打で次の救済の選択肢がある：

- ・規則 17.1 に基づいて救済を受ける。
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をプレー中のホールにある黄色の球体から1クラブレンジスの範囲とするドロップゾーンにドロップすることによって救済を受ける。

このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

このローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。

2. ドロップゾーン（ローカルルールひな型E-1.2）

プレーヤーの球がNo.14 ホール左にある人工の表面を持つ資材置き場とその周辺の青杭で囲まれた動かせない障害物の中にある場合（見つかっていないが、球がその動かせない障害物の中や上に止まっていることが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーには次の救済の選択肢がある：

- ・規則 16.1 に基づいて罰なしの救済を受ける。
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をこの動かせない障害物の横にあるドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。

このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

このローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。

追加及び変更の競技の条件

競技成立の条件

天候、その他の事情により、6コースあるいは一部のコースが2ラウンドの競技が完了しない場合の処置。

- (1) 全参加クラブの選手8名の内7名が最低1ラウンドのプレーが終了しなければ、競技は不成立とする。
- (2) A、B、Cグループの各2コースの競技成立の状況が異なる場合
 - ①両コースとも1日だけプレー可能の場合
1ラウンドで競技成立とする。
 - ②1コースは2日間プレー可能だが、1コースは2日間ともプレー不可能の場合プレー可能であったコースでプレーした競技者7名のスコアで競技成立とする。
 - ③1コースは2日間プレー可能だが、1コースは1日だけプレー可能の場合
2ラウンド完了した競技者4名と1ラウンドだけプレーした3名のスコアで競技成立とする。
この場合、2ラウンド完了者に競技失格があったときはそのチームは失格とする。
 - ④早朝の天候不良などで、午前中の部のスタートが遅れた場合
午後の部の競技終了が不可能と判断した時点で、午後の部の競技をキャンセルする。
- (3) 競技開始時刻の変更による競技成立の時限
 - 第1日目 最初の組のスタート時刻 正午までとする。
 - 第2日目 最初の組のスタート時刻 正午までとする。
- (4) その他の状況が生じた場合、委員会が決定する。

追加の注意事項

1. ゴルフ規則24.4a「ティームにアドバイスを与えることが認められる人（アドバイス・ギバー）」を認めるローカルルールは採用しない。

競技委員長